

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 8 月 11 日 (火) 第 131 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 災害救助法に基づく救助の実施 (社会福祉課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 2
- 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正 (※) (会計課取扱い) 3
- 鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (熊毛支庁取扱い) 3

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表 (監査委員事務局取扱い) 4
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (2 件) (監査委員事務局取扱い) 4

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市西佐多町2926番4, 2935番1, 2960番1, 3669番1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島

島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市上谷口町2217番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市永利町字向原1509番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第743号

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に関し、同月 4 日から垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市及び大崎町の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助を実施することとした。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第744号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業の期間 令和 2 年 9 月 10 日から令和 3 年 2 月 25 日まで
- 3 作業の地域 指宿市

鹿児島県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、徳之島事務所長から令和元年 8 月 23 日鹿児島県告示第308号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 3 月 18 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 746 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、徳之島事務所長から令和元年8月23日鹿児島県告示第309号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月18日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 747 号

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正し、令和2年8月11日から施行する。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1(1)中「改正された協定」の次に「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

10(1)中「平成26年1月24日総務省告示第11号（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件）」を「政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 748 号

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年鹿児島県告示第1084号）の一部を次のように改正する。

第1条中「改正された協定」の次に「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

第2条に次の1項を加える。

6 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

熊 毛 支 庁 告 示 第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 8 月 11 日

熊 毛 支 庁 長 谷 口 浩 一

事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		

就労支援センタ 一あかつき工房	熊毛郡中種子町 増田3842番地 2	社会福祉法人暁 星会	熊毛郡中種子町 野間6584番地 1	橋口 勝	令和 2 年 8 月 31 日	就労移行 支援
ケアホーム星原	熊毛郡中種子町 納官6130番地	社会福祉法人暁 星会	熊毛郡中種子町 野間6584番地 1	橋口 勝	令和 2 年 8 月 31 日	共同生活 援助

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和2年度の随時監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月11日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 菌 豊
同 寺田洋一
同 成尾信春

第 1 監査の概要

1 監査の対象

令和2年4月1日から監査実施日までの期間における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

令和元年度に実施した定期監査の結果、更に監査を行う必要があると認められる1機関について実施した。

なお、監査事項及び実施日は次のとおりである。

機 関 名	監 査 事 項	実施日
教育委員会		
市来農芸高等学校	1 生産物等の処分及び売買代金の収納事務処理の状況 2 支出負担行為、支出命令の状況（その他需用費、委託料、備品購入費）等	令和2年 7月6日

注 機関の名称は、「鹿児島県立」を省略して記載

3 監査の主眼

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

第 2 監査の結果

財務に関する事務の執行について、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められた。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

該当なし

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更には的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

該当なし

監査委員公表第10号

令和2年3月26日付け監査第146号の随時監査の結果に基づき、令和2年6月30日付け財第29号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月11日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 菌 豊
同 寺田洋一

同

成尾信春

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
健康増進課	平成27年度から平成29年度に原爆被爆者に支給された健康管理手当について、法令等で規定されている事務・決裁手続を経ずに支給したことにより国庫返還が発生している。(国庫返還額16,753千円)	<ol style="list-style-type: none"> 事後処理等 所管省への協議を経て、令和2年3月25日に国庫への返還を完了した。 再発防止の対策 法令等で規定されている事務処理が適切に行われるよう「原爆被爆者援護事務処理マニュアル(平成31年3月)」を作成し、手続きと各職位別の職責について各々が確実に認識できるように改めた上で、組織としての相互チェック体制の強化を図った。

監査委員公表第11号

令和2年3月26日付け監査第118号の監査結果に基づき、令和2年7月1日付け財第32号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月11日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 藪 豊
同 寺田洋一
同 成尾信春

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
くらし 保健福 祉部	社会福祉法人 恵里会	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第107号)どおりに事務処理を行っていない。</p> <p>(1) 利用者自立支援計画書の未更新(1件)及びケース記録の未作成(30件)がある。</p> <p>(2) 重要事項の記載事項(職員の勤務体制)が漏れている。 (鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 県の指導、監督の強化 <ol style="list-style-type: none"> 鹿児島地域振興局が、令和2年2月4日に施設において実地指導監査を実施し、指摘事項について、改善されていることを確認した。 令和2年4月23日に高齢者生き生き推進課から当該団体に対し、以下の内容を指導した。 利用者自立支援計画書については、入所者の状況に応じて適切な時期に更新を行うとともに、複数の職員で計画の更新時期を確認する体制を構築すること。 ケース記録については、担当職員が事実を正確に記録するとともに、施設が定める決裁規程に基づいて適切に決裁をとる等、管理者をはじめ複数の職員でケース記録の有無を確認する体制を構築すること。 重要事項説明書については、記入漏れがないよう管理者を

			<p>じめ複数の職員で確認すること。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 利用者自立支援計画書については、これまで要支援・要介護の認定を受けている入所者は介護認定更新時に、自立している入所者は1年毎に見直しを行ってきたが、職員の確認不足により未更新となっているものがあった。</p> <p>今回指摘を受けた未更新の利用者自立支援計画書(1件)については、令和元年9月24日に計画の更新を行った。</p> <p>今後、更新漏れがないよう、毎月1日に複数の職員で更新が必要な計画書の有無を確認する体制とした。</p> <p>(2) ケース記録未作成分(30件)については、令和元年9月以降ケース記録の作成を行った。今後は、担当職員が事実を正確に記録するとともに、施設長及び生活相談員がケース記録を確認することとした。</p> <p>また、令和元年9月24日の職員会議において、施設長及び生活相談員から全職員に対し、ケース記録作成の必要性及び記載方法について説明した。さらに、毎週月曜日に複数の職員と管理者で入所者全員のケース記録の記載の状況について確認することとした。</p> <p>(3) 重要事項説明書については、職員の勤務体制を記入した。今後、記入漏れがないよう、複数の職員で確認する体制を構築した。</p>
<p>土木部</p>	<p>鹿児島県住宅供給公社</p>	<p>経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。(債務超過額28億922万1千円)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社出資金)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居</p>

	(鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)	促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。
--	----------------------------	---

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和 53 年鹿児島県公安委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号ア(ア)中「幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)及び(ロ)中「，幼児」を「，小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(ウ)中「幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 85 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 8 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ劇場版魔法少女まどか☆マギカ A 5	株式会社オッキー.	0P0570